第二十七条の十三第五項中「前条第二項第八号」を「第二十七条の十二第三項第九号」に改め、同条第七項中「五年（前条第二項第二号括弧書に規定する」を「十年（第二十七条の十二第三項第二号イ又は口に定める」に、「十年」を「二十年」に改め、同条を第二十七条の十四とする。

第二十七条の十二の次に次の一条を加える。

（開設指針の制定の申出）

第二十七条の十三　既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数を使用する電気通信業務用基地局を特定基地局として開設することを希望する者（当該既設電気通信業務用基地局の免許人を除く。）は、総務省令で定めるところにより、当該特定基地局の開設指針について、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを制定すべきことを総務大臣に申し出ることができる。ただし、第五条第三項各号のいずれかに該当する者その他総務省令で定める者については、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲

三　当該特定基地局が使用する周波数

四　当該申出に係る次条第一項に規定する通信系に含まれる当該特定基地局の総数並びにそれぞれの当該特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期

五　電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、当該特定基地局の無線設備に用いる予定のもの

六　その他総務省令で定める事項

2　総務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合には、当該申出に係る周波数に係る有効利用評価の結果、申出人が開設を希望する特定基地局による当該周波数の電波の有効利用の程度の見込みその他総務省令で定める事項を勘案して、当該申出に係る開設指針の制定の要否を決定するものとする。

3　総務大臣は、前項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該決定に係る申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人の意見を聴かなければならない。

4　総務大臣は、第二項の規定により決定をしたときは、遅滞なく、理由を付してその旨を当該決定に係る申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

第五十三条中「第二十七条の二十二第一項」を「第二十七条の二十五第一項」に改める。

第七十条の九第一項ただし書中「第二十七条の二十第二項各号」を「第二十七条の二十三第二項各号」に改める。

第七十一条の二第二項中「第二十六条の二第二項の評価」を「有効利用評価」に改める。

第七十六条第二項中「第二十七条の二十九第一項」を「第二十七条の三十二第一項」に改め、同条第六項第一号中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に、「第二十七条の二十三第一項」を「第二十七条の二十六第一項」に、「第二十七条の三十第一項」を「第二十七条の三十三第一項」に改める。

第七十六条の三第一項中「第二十六条の二第二項の評価」を「有効利用評価」に、「又は全部」を「若しくは全部」に改め、「とき」の下に「、又は開設指針において第二十七条の十二第三項第二号ロに規定する周波数の使用の期限を定めたとき」を加える。

第九十九条の二の二第二項中「審議会」を「電波監理審議会」に改める。

第九十九条の十第三項を削る。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四条第一号、第二号及び第三号」を「第四条第一号から第三号まで」に、「調査等」を「調査」、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）に、「第二十七条の十三第七項」を「第二十七条の十二第一項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項」に、「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一」を「第二十七条の二十四」に、「第二十七条の二十三第一項」に、「第二十七条の二十六第一項」を「第二十七条の三十第一項」に改める。

第百一条の二第一項中「第二十七条の三十一」を「第二十七条の三十四」に、「第二十七条の三十五第一項」を「第二十七条の三十八第一項」に、「第三十九条第一項、第二項、第三項」を「第三十九条第一項から第三項まで」に、「第四十一条第二項第二号から第四号まで」に、「第五十二条第一号、第二号、第三号」を「第五十二条第一号から第三号まで」に改め、同項第二号中「、第二十六条の二第二項の規定による電波の有効利用の程度の評価」を削り、「及び」を「、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定及び」に改め、同項第三号中「第二十七条の十五第二項」を「第二十七条の十六第二項」に、「第二十七条の二十一第一項」を「第二十七条の十三第一項」に改め、同項第四号中「第二十七条の十四第一項」に改める。

第九十九条の十三第一項中「第九十九条の十一」を「有効利用評価に関する事項及び第九十九条の十一第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　総務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた施策について電波監理審議会に報告しなければならない。

第七章の二に次の一条を加える。

（政令への委任）

第九十九条の十五　この章に定めるもののほか、電波監理審議会の組織及び委員その他電波監理審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第百三条第一項第七号中「第二十七条の十三第一項」を「第二十七条の十四第一項」に改め、同項第八号中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改め、同項第九号中「第二十七条の二十九第一項」を「第二十七条の三十二第一項」に改める。

第百三条の二第四項第二号中「第二十七条の十八第二項」を「第二十七条の二十一第二項」に、「第二十七条の二十九第二項」を「第二十七条の三十二第二項」に改め、同項第三号中「研究開発」の下に「及び当該研究開発のための補助金の交付」を加え、同条第五項中「第二十七条の二十九第一項」を「第二十七条の三十二第一項」に、「三百七十円」を「三百六十円」に、「、百七十円」を「、百五十円」に改め、同条第六項中「三百七十円」を「三百六十円」に、「、百七十円」を「、百五十円」に改め、同条第七項、第八項及び第十項中「百七十円」を「百五十円」に改める。

第百三条の六第四項中「第二十六条の二」の下に「、第二十六条の三」を加える。

第百四条の二中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改める。

第百十条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に、「開設した者」を「開設したとき。」に改め、同条第二号中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に、「運用した者」を「運用したとき。」に改め、同条第三号中「開設した者」を「開設したとき。」に改め、同条第四号中「同条同項」を「同項」に、「運用した者」を「運用したとき。」に改め、同条第五号及び第六号中「運用した者」を「運用したとき。」に改め、同条第七号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第八号中「運用した者」を「運用したとき。」に改め、同条第九号中「違反したとき。」に改め、同条第十号中「開設した者」を「開設したとき。」に改め、同条第十一号及び第十二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第百十条の二中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「行わせた者」を「行わせたとき。」に改め、同条第三号中「停止させない者」を「停止させないとき。」に、「行わせた者」を「行わせたとき。」に改める。

第百十一条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同条第三号中「した者」を「したとき。」に改める。

第百十二条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「又は第四項」を削り、「違反した者」を「違反して表示を付したとき。」に改め、同条第七号中「違反した者」を「違反して表示を付したとき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「違反した者」を「違反して航空機局を運用したと